

食品安全委員会プリオン専門調査会

第131回会合議事録

1. 日時 令和6年6月27日（木） 15:30～16:52

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、中村桂子専門委員、松田専門委員

(専門参考人)

中村優子専門参考人、福田専門参考人

(説明者)

農林水産省畜水産安全管理課 永原課長補佐

厚生労働省食品監視安全課 川越課長補佐

(食品安全委員会)

山本委員長、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷評価調整官、

水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配付資料

資料1 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）について

資料2 起草委員による検討の概要

資料3 評価の考え方（案）

資料4 評価書目次（案）

資料5-1 BSE関係飼料規制の遵守状況（農林水産省とりまとめ）

資料 5 - 2	BSE対策に関する調査結果（厚生労働省とりまとめ）
参考資料 1	牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書（平成27年12月18日付け厚生労働省発生食1218第1号）
参考資料 2	SRMの範囲の見直しに係る評価の考え方（案）（2020年11月12日第120回プリオン専門調査会資料）
参考資料 3	各国のSRMの概要
参考資料 4	国内のBSE検査頭数及びBSE検査陽性数の推移
参考資料 5 - 1	世界の非定型BSEの発生状況
参考資料 5 - 2	非定型BSEの感染性に関する知見
参考資料 5 - 3	非定型BSE牛におけるPrP ^{Sc} の分布に関する知見
参考資料 6	世界におけるvCJD発生状況
参考資料 7	日本国内における牛の飼養頭数・と畜頭数

6. 議事内容

○横山座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第131回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

まずは、事務局から出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、9名の専門委員に御出席いただいております。

花島専門委員は後ほど入られる予定となっております。

欠席の専門委員は筒井専門委員です。

また、中村優子専門参考人、福田専門参考人に御出席いただいております。

また、本日、議事の（1）に関連しまして、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の永原補佐、厚生労働省健康・生活衛生局川越補佐にお越しいただいております。

なお、食品安全委員会からは山本委員長、協委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際ですけれども、事前にお配りしております挙手カード、赤い面を御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとし

てください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合には、カメラをオフにすることや再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合には、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせをお願いいたします。全く入室できなくなった場合には、お手数ですが事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合には、事前にお送りしておりますこちらの同意カードを使用していただくか、または手で丸をつくるといったような形、御意見がある場合には挙手カードを使用していただくなど、意思表示をしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から本日の議事と配付資料について説明をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配付資料について確認をさせていただきます。

本日の議事ですけれども、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料ですけれども、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が資料1から資料5-2までの6点、参考資料が参考資料1から参考資料7までの9点及び机上配布資料が3点となっております。

配付資料の不足等はないでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

ありがとうございます。

○横山座長 では、続きまして、利益相反の確認を行います。「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となります専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、事務局から報告をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

先生方、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（専門委員首肯）

○横山座長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、議事（１）に入る前に、本年２月15日に開催されました第128回プリオン専門調査会において審議いただいた牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用に係る食品健康影響評価について御報告させていただきます。

当該評価については、諮問事項の「牛またはめん山羊に由来する肉骨粉等を馬、豚、鶏またはうすらを対象とする飼料の原料として利用すること」に関し、「牛肉骨粉等を鶏・豚等を対象とする飼料の原料として利用したとしても、人への健康影響は無視できる」との評価結果案を取りまとめました。

本件につきまして、３月21日から30日間、４月25日までの期間、パブリックコメントの募集を行い、その後、５月21日の第940回食品安全委員会の審議を経て、翌日、評価結果が農林水産省へ答申されたと伺っております。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、議事（１）の「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」です。

資料１、それから、参考資料１、参考資料２を御用意ください。

まずは参考資料１を見てください。

本件は、平成27年（2015年）12月に、厚生労働省から、国内における牛海綿状脳症（BSE）対策に係るリスク管理措置の変更について食品健康影響評価の依頼を受けたものです。

諮問のときから年月が経過しており、また、ここ数年の審議の経緯がありますので、まずはこれまでの経緯について振り返ってみたいと思います。

まず、参考資料１に記載されていますとおり、今般の諮問事項、国内と畜牛に関するSRM範囲の変更は、健康と畜牛のBSE検査の廃止と合わせて、平成27年（2015年）12月に厚生労働省より食品健康影響評価実施の要請があったものです。

健康と畜牛のBSE検査の廃止に係る評価につきましては、本件に先立って審議を行い、既に平成28年（2016年）に評価結果を通知しております。

資料１を御覧ください。

今般の評価については、2020年９月に開催されました第119回プリオン専門調査会にて審議を開始し、第120回プリオン専門調査会において評価の考え方（案）について審議がされています。その後、国際獣疫事務局（WOAH）のコード改正の議論に伴う審議の一時中断を経て、昨年８月の第124回プリオン専門調査会において審議を再開することとなりましたので、そこで改めて起草委員の先生方と評価の考え方（案）について検討し、この案を今後の審議の基本方針として考えるということで提案をいただきました。

そこで、まずこの120回プリオン専門調査会における評価の考え方（案）について振り返ってみたいと思います。

参考資料２を用意してください。

1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

第120回で審議していただいた評価の考え方（案）では、まず国内牛肉のリスクに関する状況の変化（イメージ）を確認しています。上の枠内の上のほうですけれども、まず1つ目、飼料規制やSRMの除去等のBSEリスク管理の徹底により、国内牛肉の全体のリスクは、これは生体牛のリスクと食肉処理に関連したリスクを含みますけれども、国内BSE陽性牛の初確認を受けて、対策を開始した当時と比較して、大幅に低下した。それから、この内容については、これまでの調査会でも確認していただいている内容です。

下の図を見ていただくと、リスクが低下しているということを踏まえて、円の大きさが小さくなっているというイメージとして示されています。注意していただきたいのは、この円の大きさはあくまで定量的なものを示しているわけではなくて、イメージ図として図示されています。

それから、その同じ資料の5ページ目を見ていただきますと、2004年（平成16年）9月、一番下の自ら評価から、2016年（平成28年）8月までの健康と畜牛のBSE検査廃止までに至る、これまでの評価に至る考え方と評価結果を概要としてまとめてございます。

また2ページに戻っていただいて、先ほどの一番上の枠内の2つ目ですけれども、今回の審議では、SRMについて、現行の範囲である「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄、脊柱」から「30か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクの差を評価することが求められている。ここが今回のポイントになります。

次の3ページを見ていただきますと、こちらは今回の諮問に関する知見を取りまとめた案が整理されています。

表では、定型BSEと非定型BSEそれぞれのPrP^{Sc}（異常プリオンたん白質）の体内分布、それから、国内牛の発生頻度、人への感染の知見がまとめられています。

今回の審議で取り扱う評価の考え方は、同じくこの3ページ目の枠内に要約されます。

具体的には、1番目として、定型BSEについては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後日本において発生する可能性はほとんどない。

それから、2番目としまして、非定型のH-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できない。

それから、3番目としまして、脳及び脊髄（30か月齢超）は引き続きSRMの対象であること、また、L-BSE牛のPrP^{Sc}の体内分布に関する知見を考慮すると、今回の審議では、L-BSE由来の脊柱（背根神経節）を摂食することによる人のvCJD発症の可能性を判断する必要があると考えられる。この3ポツ目の赤字部分が評価のポイントとなります。

今般、起草委員の先生方には再度この評価の考え方案について御議論いただきましたので、その結果について、メンバーの一人でございます高尾専門委員より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高尾専門委員 高尾でございます。よろしく申し上げます。

資料2、参考資料ではなくて資料2を出していただきたいと思っております。

「起草委員による検討の概要」というタイトルになっていると思っておりますけれども、今、

座長からお話がありました内容に被ることが多いわけですが、まず3つの○があって、1個目に青枠がついている資料になっているかと思えますけれども、まず1つ目の○のところではありますが、起草委員による我々の検討では、第120回プリオン専門調査会での評価の考え方を基本として検討を行いまして、この青枠中に抜粋している評価の考え方（案）のうち、矢印として3つありますけれども、3つ目の非定型に関する議論を行う前提として、改めて定型BSEについての現状を確認させていただきました。

これに関して、同じく資料2の○の2つ目です。定型BSEの発生リスクが大幅に低下しているということ、下線が引いてあると思えますけれども、それから、定型BSEについては、今後日本において発生する可能性がほとんどないといった事項になるわけですが、

その上で、今般の評価では、非定型BSEのうち、特に問題になっているL-BSE由来の脊柱背根神経節、DRGと略しておりますけれども、に焦点を当てて議論を進めることを明確にしたところがございます。

起草委員による検討で、L-BSE由来の脊柱を摂食するという人に関する人のプリオン病発症の可能性については、L-BSEが脳内接種においてヒト化トランスジェニックマウスに伝達するという知見から、L-BSEが人獣共通感染症である可能性は否定できないということ。一方で、脳内接種では、経口投与実験と比較した場合に、食品を介したばく露実態を必ずしも反映するものではないことから、実生活において人に対してどの程度悪影響を及ぼすかについては、感染実験の結果だけではなく、ほかの各種の知見を踏まえた上で検討する必要があるといった議論がございました。

また、現在は、SRMとして取り扱っております30か月齢を超える牛の脊柱がフードチェーンに供給されると想定した場合、これまでの議論で得られた牛の体内における異常プリオンたん白質（PrP^{Sc}）の蓄積分布の知見からは、引き続きSRMとして取り扱われる脳及び脊髄との差異について検討が必要と考えられました。

すなわち、この資料2、同じ資料になりますけれども、3番目の○のところになりますが、DRG（背根神経節）に蓄積するPrP^{Sc}が、脳や脊髄と比較して10分の1程度の感染価を有していることを考慮する必要があり、また、DRGの取扱いについてより詳細な検討が必要とされたところがございます。

こちらは、非定型BSEに由来するPrP^{Sc}の蓄積分布に係る知見は限られるため、定型BSEにおける知見も含めて検討したものであるということになります。

以上から、リスク管理機関からの諮問事項に関して、まず評価の前提としての現状の確認、具体的にはBSEの発生状況や現在の日本におけるリスク管理措置の遵守状況等もきちんと確認するということが必要になるわけであります。

これらを行った上で、L-BSE由来の脊柱（背根神経節）に蓄積するPrP^{Sc}をハザードとして特定して、最終的なリスクを検討するに当たりまして、現時点までに得られた非定型BSEに係る科学的知見を再整理することが必要との判断になりました。

なお、その議論の過程で出た意見として、現在までに非定型BSEとvCJDの発症についての

関連性は確認されていませんけれども、vCJDを含めた人でのプリオン病発症の可能性については考慮する必要があるということ。この資料2の青枠の中の黄色でハイライトをしているところでございます。

それから、非定型BSEについては、その原因が明らかとなっていないということから、現状では孤発性または飼料規制に由来するもの両方の観点から検討する必要があるという意見が出ました。

また、DRG（背根神経節）に蓄積するPrP^{Sc}の感染価というものが、脳や脊髄に比べ10分の1程度との知見がある一方で、DRGの総量自体も脳や脊髄に比較してはるかに少ないということにも留意する必要があるという意見がありました。

また、もう一つは、人のプリオン病というものは現時点では治療法が確立されていないということも念頭に議論をすべきということになりました。

今ここで4つ出ましたけれども、以上のような意見もありましたので、これらも考慮しつつ審議を進めていきたいと考えております。

また、資料2の最下部に「評価にあたっての前提」とピンク色の四角い枠で書いてありますけれども、各種の伝達実験の結果については、脳内接種よりも経口接種の結果を優先的に扱う。それから、*in vitro*の結果については慎重に検討する必要があるということ。それから、査読付きの公表論文を情報というかデータとして基本としていくといったことについても併せて確認をした次第でございます。

以上でございます。

○横山座長 高尾専門委員、どうも御説明ありがとうございました。

ただいま説明いただいた起草委員による検討につきまして、委員の先生方から御質問や御意見等がありましたら、ぜひお願いいたします。

中村先生、よろしく申し上げます。

○中村優子専門参考人 中村です。

非常に分かりやすい説明をいただき、ありがとうございました。

今の説明を聞いていて、1点確認をしたかったのですが、確かに今、これまでに日本で発生が確認された非定型BSEはL-BSEだけなのですけれども、まだ発症の原因がよく分かっていないということで、今後H-BSEが発生する可能性というのはまだよく分からないのではないかなと思っています。なので、将来的にH-BSEも発生する可能性があるという前提を捨てずに、L-BSEのリスク評価だけではなくて、H-BSE由来の脊柱も含めたもののリスク評価をしなければいけないのではないかなというのが思ったことなのですけれども、勉強不足で申し訳ないのですが、H-BSEは今後あまり発生しないというような知見がもし既にあって、御存じでしたら、そういったことも含めて御教示いただければと思うのですが、よろしく申し上げます。

○横山座長 先生、どうもありがとうございます。

資料2の起草委員による検討の概要の枠の中の2番目に該当するのですけれども、これ

まで実験動物等での感染実験の結果から、H-BSEについては、サル、それから、遺伝子改変動物等で人への感染の可能性が確認されていないという背景があります。そこがL型の非定型BSEとはまず大きな違いの問題点というのが一つです。

あと、今回、評価に関して、もちろんL-BSEを中心には考えるのですけれども、実際にH-BSEとL-BSEのリスクを区分するようなことはできませんので、検討の中では非定型BSEという形で評価されていくと考えています。

起草委員の先生方、何か補足する点がありましたらお願いいたします。

お願いします。

○福田専門参考人 福田です。

牛での非定型BSE、L型、H型の発生につきましては、頻度は低いにしても、今後、もしかしたらH型が日本国内で発生する可能性というのは否定できないかとは思いますが。牛の発生ではLもHも頻度が少ないということではあるのですけれども、出る可能性というのは捨て切れないと考えています。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

中村先生、今の考え方でよろしいでしょうか。特にHをリスクから排除しているという前提ではないということで御理解していただけますか。

○中村優子専門参考人 分かりました。ありがとうございます。納得いたしました。

以上です。

○横山座長 ほかにございますか。

お願いします。

○小財評価専門官 事務局からよろしいでしょうか。

もしよろしければ、起草委員の先生から、資料2の下部にあります記載事項について補足いただければと思っているのですけれども、この中で、まずは伝達実験の結果ですとか *in vitro* の結果を慎重に扱うという件につきまして、岩丸専門委員から御説明をお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○岩丸専門委員 岩丸でございます。

まず、各種の伝達実験の結果について、脳内接種より経口接種の結果を優先的に取り扱うとはどういうことかということですが、まず実験動物を用いた各種の伝達実験の結果について、人への健康影響を検討するに当たって用いる知見をどのように取り扱うかといった観点になろうかと思えます。BSEプリオンに関連する知見が限られている中で、脳内接種による知見の重要性も加味しつつ、これまでの評価においても、食品を介した人の健康に及ぼすリスクを検討するに当たっては、経口投与実験による知見がより現状を把握していることを改めて確認したものです。

なお、本議論において、実験動物への感染実験については、接種経路に関わる留意点に加えて、遺伝子改変マウス自体がかなり人工的なものであることについても考慮する必要

があるとの意見もあったところです。

続きまして、2点目の *in vitro* の結果については慎重に検討と、これについて説明させていただきますが、各種の *in vitro* 増幅系の実験結果が、例を挙げますとPMCA、RT-QuIC等があると思うのですが、生体内での反応をどの程度正確に反映したものなのか。その基準となるような考え方があるのかの検討を行いました。例えば人におけるプリオン病診療ガイドラインでは、バイオマーカーの一つとしてRT-QuIC法の陽性所見が診断の参考になるとされており。現在、これらの高感度なプリオンの検出方法として、先ほど述べましたRT-QuIC法、PMCA法を用いた知見が蓄積されていますが、これらの結果については、陽性の場合も検出された異常プリオン型たん白質 (PrP^{Sc}) の感染性が重要であり、また、内在性のプリオンたん白質が変化したものであるということも踏まえ、人への健康影響への評価に当たっては、単純に結果だけをもって判断するのではなくて、慎重に検討する必要がありますといった議論があったところになります。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

佐藤先生、今村先生、もし何かコメントまたは補足いただける点があればお願いいたします。

○佐藤専門委員 佐藤です。

バイオマーカーのところのガイドラインは私が書かせていただいたのですが、ドイツのチームがこの間のEngland Journal of Medicineで、涙で検出できるという方法をやっているのですが、動物実験を含めて、感染性はほとんど認められない臓器でもQuIC法で検出できるというところから考えると、感染性とQuICが陽性であるということは一致しないと考えております。どれぐらいのものでどれぐらいかというのは、臓器によっても、また、体液とかそれによっても異なるので、正確なことは言えませんが、今、QuIC法では感染性とは必ずしも一致しないと考えております。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

今村さん。

○今村専門委員 今村です。

まず、私もPMCA、RT-QuICなり *in vitro* の結果というのはやはり慎重に検討しなくてはならないとは思いますが、PMCAは確かに感染性のないレベルのプリオンを検出できますけれども、それ以降、ある時点ではPMCAなりRT-QuICでしか検出できないレベルだけでも、それが時間が経つに従って蓄積して行って発症する可能性もあるということもやはり考えていかなければいけないのではないかなとは思いますが。これは一つのコメントです。

あと、質問があるのでありますが、資料2の青い括弧の中の黄色のところ、L-BSE由来の脊柱を摂食することによるということなのですが、これは直接人が摂食する可能性というのはないと思うのですが、この脊柱というのはレンダリングに回して肉骨粉にす

るということなののでしょうか。ここは直接人が摂食する可能性がないことがあるので、実際に脊柱がレンダリングになって以降のこと、それを挟んでいることを考えなくてはいけないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○水野課長補佐 事務局でございます。

今村先生、ありがとうございます。

脊柱を摂食する可能性につきましては、いろいろなパターンが考えられると思うのですが、まず直接ということと言いますと、例えばTボーンステーキだったり、食肉加工の過程で交差汚染が生じたりという可能性もあるのではないかなというところ。それから、もちろんレンダリングということによってレンダリングに回るというものもありますが、あとは油などの原料になったり、エキスですとかスープ類、そういったものの原料になる。それから、ゼラチン、コラーゲンといったものの原料になるという形で、現状はSRMとして処分されていますので、フードチェーンに現状入っているというわけではないですが、こちらに関してはそういった形でいろいろな形で利用される可能性があるのかなと考えております。

以上です。

○今村専門委員 分かりました。

最大限リスクを考えたら、脊柱をもしかしたら生で摂食する可能性もあるということを考えてということではないのでしょうか。

以上です。

○水野課長補佐 事務局でございます。

御指摘ありがとうございます。

この後、資料の説明もさせていただきますけれども、現状どういう可能性があるかといったところも含めて、また、そういった情報がどれくらいあるのかということも含めて、今後検討していただくことなのかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○今村専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○横山座長 どうもありがとうございます。

*in vitro*の実験系については、実際に研究に携わっている先生方からも慎重に取り扱うということで御同意いただけたと思います。

今後、審議を進めるに当たって問題点等があれば、問題点というか新しい研究の進展等があったときには、適宜、起草委員に限らず、実際に実験に携わっている先生方にもコメントをいただくことになるかと思っておりますので、ぜひ御協力をよろしく願いいたします。

○小財評価専門官 事務局です。

資料2の下部の部分でもう一つの3つ目、査読付きの公表論文を基本とするという部分について、福田専門参考人のからお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○福田専門参考人 福田です。

査読付き公表論文を基本とするということなのですが、今回、リスク評価を行うに当た

っての判断根拠とするものに関してなのですが、基本的には論文ベースのものを判断の基準とすることで問題ないかという議論を行ったということです。これまでと同様に、食品安全委員会における研究事業、食品健康影響評価技術研究や厚生労働科学研究といった研究報告についても知見として整理を行っているところですが、最終的な判断をするに当たっての根拠としては、基本的には公表ベースの論文を基準に考えていくべきではないかという趣旨であります。

また、併せて査読付き論文や研究報告の取扱いや知見を抽出する際の過程を明確にするといったことなどについても議論があったところです。

以上です。

○横山座長 どうもありがとうございました。

これに関しましても、やはり科学的なピアレビューを受けた成果に基づいて評価を行っていかうという考え方にあります。そこを理解していただきたいということと、それから、今の最後の論文の抽出に関して、机上配布資料1にこれまでに抽出した非定型BSEに関する論文が一覧となっています。なかなか研究の進展が少なくなっている分野ではありますけれども、このリストに漏れているような研究発表等がございましたら、それはぜひ委員の先生方から事務局を通じて情報として挙げていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、追加の2つにつきましてもよろしいですか。

それでは、ただいまの御意見を踏まえて、本件に関する審議を進めてまいりたいと思います。

まずは、事務局から資料の説明をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、御説明いたします。

資料3と資料4、それから参考資料1を御用意ください。

まず、参考資料1を御覧いただければと思います。

初めに、厚生労働省からの諮問内容について改めて確認をさせていただきたいと思えます。

本件ですけれども、平成27年（2015年）12月18日付で厚生労働大臣から食品健康影響評価の依頼があったものでございます。先ほど座長からも御説明いただきましたが、このうち、（1）につきましては既に評価を終了しているというところで、（2）及び（3）が今回の評価の対象となっているところでございます。

1枚めくっていただきますと、「1 諮問の背景及び趣旨」となっております。上から、BSE国内対策については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて、BSE検査月齢の見直しやSRMの範囲の見直しを行ったこと、世界的にBSEのリスクが減少している現状も踏まえて、国境措置に関する見直しも行ってきたこと、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は低くなるとした評価及び国内におけるBSEスクリーニング検査結果を踏まえ、現在のリスクに応じて管理措置を見直す必要があること。国際基準であるWOAH基準より高い

水準の措置を維持する場合には、科学的正当性を明確化する必要があることといったことが記載されております。

次に具体的な諮問内容とございまして、今回の評価の対象となる事項につきましては、次の3ページ、(2)SRMの範囲となっております。現行の全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱から、30か月齢超の頭部及び脊髄に変更した場合のリスクを比較となっております。

以上が厚生労働省からの諮問内容となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。

先ほど起草委員の先生方より御説明いただきました内容を踏まえました、評価の考え方の案といったものを整理しております。

一番上に枠内で記載をしておりますけれども、今般の厚生労働省からの評価依頼に対して、ハザードを特定し、現在までに得られた科学的知見について整理するといったことを全体的な方向性としてお示ししております。

続きまして、その下に評価のポイントと書いておりますけれども、まず評価の前提となる事項としまして、現状の確認、すなわちBSEの発生状況ですとか、日本国内におけるリスク管理措置の実施・遵守状況を確認した上で、リスク評価の4つのステップに沿って、1つ目がハザードの特定、次にハザードの特性評価、さらにばく露評価、これらを踏まえて、最終的に総合的なリスクの判定を行うというような流れをこちらでお示ししております。

具体的に説明させていただきますと、まず上のハザードの特定では、先ほど起草委員からの御説明にありましており、こちらは定型BSEと非定型BSEに分けて整理をしております。

定型BSEについては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後日本において発生する可能性はほとんどない。

非定型BSEについては、現在確認されているL及びH非定型のうち、H-BSEについては、先ほども御説明いただきましたが、これまでに得られた知見から、人の感染の可能性は現時点では確認できていない。L-BSEについては、これまでに得られた知見から、人への感染の可能性、人獣共通感染症の可能性が否定できない。

加えて、第120回の評価の考え方、こちらは参考資料2になりますけれども、先ほど御説明いただきました3ページ目にまとめておりますが、これまで御審議の中で確認いただきました異常プリオンたん白質(PrP^{Sc})の蓄積分布に関する知見から、今回の見直し範囲のうち、回腸遠位部と扁桃にPrP^{Sc}が蓄積する可能性は極めて低い。一方で、背根神経節(DRG)には蓄積が認められるという状況になっております。

資料3に戻っていただきまして、以上から、今回の評価では、中ほどに記載しておりますけれども、評価の前提を踏まえた上で、L-BSE由来の脊柱の背根神経節に蓄積するPrP^{Sc}をハザードとして特定して、ハザードに関連する知見を再整理するといったことを全体的な方向性としております。

次にハザードの特性評価になりますが、人への健康影響の評価に必要な事項としまして緑の枠で囲っておりますけれども、非定型BSEについて、脊柱（背根神経節：DRG）について、非定型BSEと人への感染リスクについて、用量反応についてといったことを挙げております。こちらは、項目の過不足ですとか具体的な内容については、今後の御審議の中で御議論いただくことを予定しております。

その次、先ほど今村委員からもございましたが、ばく露評価のところでは、食品を通じてハザードをどの程度摂取している、または摂取することが想定されるのかといったことにつきまして、入手可能なデータに基づき検討するといったこととしております。こちらは、必要に応じてリスク管理機関に対してデータ等の要求といったところを想定しているといった状況でございます。

今申し上げた内容を踏まえた上で、こちらの資料3の一番下、矢印の下の部分、最終的に総合的なリスクの判定を行うといったことを今般の評価の進め方の案としてまとめております。

資料4ですけれども、こちらは今のこの評価の考え方の案に沿った形で目次案を作成しておりますけれども、こちらは今後の御審議によって適宜修正等を加えていくことを考えております。

その他、お配りしております参考資料3から参考資料7は、評価の前提ですとか、非定型BSEに関する知見としまして、こちらは既に第120回プリオン専門調査会でお示ししている資料になりますけれども、これを今回の調査会に併せて更新したものを御用意しております。

また、机上配布資料としてお配りしているものですが、これまでに使用しました非定型BSEに関連する文献や、今般新たに収集した文献の一覧というところ、それから、先ほど御説明いただきましたが、起草委員の先生方での御意見を踏まえまして、今般の文献検索に当たって用いた手法といったものをまとめたものとなっておりますので、こちらはまた過不足等あれば御助言をいただきたいと思っております。

その他、今用意しているもの以外にも、今後の審議に当たって現時点で必要と思われる資料等がございましたら、もしくは追加すべき新たな知見等がございましたら、先ほど座長からお話もありましたけれども、併せてお伺いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から厚生労働省からの諮問の背景と具体的な諮問事項、それから、起草委員における検討事項の内容、これまでの本調査会での評価や調査審議を踏まえた評価の考え方（案）と評価書の目次（案）、また、今後の審議に当たって必要な資料、知見等について御説明いただきました。

本評価については、今説明があった資料3に示している本件の評価の考え方（案）の内容に沿って今後審議を進めていきたいと考えておりますが、こちらについて、先生方から

御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

佐藤先生、お願いします。

○佐藤専門委員 1つだけ確認させていただいていいですか。この資料3の定型BSEのことなのですけれども、この間、イギリスで定型のBSEが出ているということも考えて、今後日本において発症する可能性はほとんどないと言い切っているのだろうかというのが一つの考え方で、今後、日本における発生の可能性は極めて低いとか、そういう表現の内容のほうが、イギリスでも相当注意してBSEを見ていると思うのですが、それでも発症しているところから考えると、日本語の関係上のことだとは思いますが、その辺、どう考えればいいのかというのが、そこだけ気になる。この間、定型のBSEが出てから、ずっとこの表を見ながら考えていたのですけれども、いかがでしょうか。

○横山座長 ゼロリスクを証明するということは実質は不可能なので、先生がおっしゃるように、今後、世界の各国でBSEがイギリスのように発生する可能性が絶対ないかと言われれば、それはそう言い切れる方はいないと思います。ただ、発生したとしても、1990年代、2000年代の初頭の頃のような無尽蔵な爆発的な発生の可能性というのは、世界中を含めてそれは起こらないだろうということは言えるかと思しますので、その表現の方法はこの中でも考えていきますか。

○水野課長補佐 事務局でございます。

佐藤先生、御意見ありがとうございます。

こちらの資料に書かせていただいた内容につきましては、あくまでもこれまでの評価書からの引用となっております、ここで全くないと言っているわけではないので、皆様方の認識と同じではないかなとは考えております。

以上です。

○横山座長 佐藤先生、いいですか。そこも含めて、この調査会で揉んでいけばいいのかなと思います。

○佐藤専門委員 よろしくお願いいたします。

○横山座長 ほかはよろしいでしょうか。

お願いします。

○小財評価専門官 事務局ですけれども、よろしいでしょうか。

資料3についてなのですけれども、欠席の筒井専門委員から御連絡をいただいております、「こちらの内容でよろしいのではないかと思います」ということでコメントを頂戴しておりますので、この場を借りて御報告いたします。

以上でございます。

○横山座長 ほかはよろしいですか。

それでは、ありがとうございます。

本日、中村先生からも、非定型のH-BSEの牛の発生リスクであるとか、人のリスクについても、ちゃんと検討したことが分かるような評価書にしましょうという御意見がありまし

た。そういったことを踏まえて、評価書（案）をこれから先生方とともにまとめていきたいと思っています。

先ほどもお願いしましたが、今後の審議に当たって必要と思われる資料や新たな知見について、ぜひ御質問並びに御意見を事務局へ随時お願いしたいと思っております。

○水野課長補佐 事務局です。

先ほども御説明させていただきましたが、今後の審議に当たって必要と思われる資料ですとか、既にお持ちの新たな知見などがあれば御教示いただきたいと思っておりますが、先生方から何か御意見や追加の知見等を御提供いただければ、御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この調査会後でも結構ですので、もしまた何かありましたら事務局までお知らせいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○横山座長 ありがとうございます。

それでは、BSE対策に係るリスク管理措置の結果、規制の開始当時と比較して、人への健康影響に対するリスクは相対的に低くなってきていると考えられます。これは多分皆さん賛同していただける点かなと思っております。

定型BSEについては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、日本で発生する可能性はほとんどないということはこれまでの審議でも確認してきたところです。

非定型BSEについては、発生頻度は非常に低いものの、これまでの知見を考慮すれば、L-BSEについては、人獣共通感染症の可能性が否定できないということで、今後、審議のポイントとなってくる点と考えています。

それで、今後の審議につきまして、今説明いただいた資料3に示した評価の考え方（案）に沿った形で、起草委員による評価書（案）の作成を行っていただき、次回以降の審議を進めていきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

（専門委員同意）

○横山座長 どうもありがとうございます。

お忙しいとは思いますが、起草委員の先生方、よろしくお願ひいたします。

また、本日の内容を踏まえて、さらなる御意見や御提供いただける新たな知見等がございましたら、ぜひ事務局を通じてお知らせいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、国内におけるBSEリスク管理措置の実施状況については、これまでのプリオン専門調査会の評価においても審議の前提となっており、また、今般の評価に当たっても、その前提としてリスク管理措置の実施・遵守状況等を確認するとされたところです。

本日は、農林水産省及び厚生労働省の担当者に御出席いただいております。現在の国内

BSEリスク管理措置の最新の状況等について説明をお願いしたいと思いますので、まず最初に、飼料規制の実施状況について農林水産省からの説明をお願いします。よろしく願います。

○永原課長補佐 農林水産省の永原と申します。

では、私のほうからは、BSE関係の飼料規制の遵守状況ということで、資料5-1になりますけれども、こちらの前回報告した以降の令和3年度と令和4年度の2年分について御報告をさせていただきます。

まず、資料5-1の1ページですけれども、こちらは令和3年度の報告になります。

1としまして輸入飼料に係る交差汚染の防止ということで、飼料安全法に基づく輸入業者からの届出によって、輸入飼料に反すう動物たん白が使用されていないことを確認しているのですが、令和3年度に関しましては、輸入された飼料14点、これは別表1ということで、ページ番号は3ページになりますけれども、こちらに内訳が書かれておりまして、こちらのほうにある14点につきまして、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のほうで検査した結果、牛由来たん白質は検出されませんでした。

2点目としまして、販売業者に対する規制の徹底でございますけれども、都道府県が飼料または飼料添加物の販売事業所1万5205か所に対する検査を564件実施しましたところ、法令違反につながる可能性のある不適合ということで2件ございました。

こちらは別表2の1ということで、ページ番号で言いますと4ページになりますけれども、帳簿の備付けの不備や、飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備ということで、直接牛用飼料に何か混入が生じて違反になるような事例ではありませんけれども、つながり得る事例として2件指導をしております。

こちらは、記載にもありますとおり、帳簿の記載内容の不備1件と牛用飼料の分離保管の不備1件ということで、帳簿の適切な整備等の改善指導を行いまして、必要な是正措置が講じられております。

なお、当該不適合を端緒としました保管場所における牛用飼料への混入等は確認されておりません。

3点目ですけれども、牛飼育農家に対する規制の徹底ということで、都道府県が牛飼育農家5万8882戸に対する検査を3,612件実施しましたところ、法令違反につながる可能性のある不適合は認められませんでした。

4点目ですけれども、製造段階における規制の徹底ということで、FAMIC及び都道府県が飼料製造事業所3,569か所に対する検査を393件、うちFAMICが195件、そして、都道府県が198件実施しましたところ、法令違反につながる可能性のある不適合が3件ございました。

こちらは、別表2の3ということで4ページのほうにございますけれども、不適合の内容に関しましては、新たに追加した原料収集先との契約の未締結や、大臣確認を受けた魚粉の製造工程に係る変更確認申請の不備ということで、立入検査のときに改善を指導しまして、是正済みでございます。

当該不適合を端緒としまして、飼料安全法第3条第1項の規定による基準または規格に適合しない飼料が製造された例はございませんでした。

続きまして、令和4年度のBSE関係飼料規制の遵守状況について御報告をさせていただきます。

資料5-1の5ページを御覧ください。

まず1点目としまして、輸入飼料に係る交差汚染の防止ということで、令和4年度に關しましては、別表3ということで、ページ番号が7ページになりますけれども、こちらにつきまして、輸入された飼料11点につきましてFAMICで検査しました結果、牛由来たん白質は検出されませんでした。

2件目に関しまして、販売業者に対する規制の徹底ですけれども、都道府県が飼料または飼料添加物の販売事業所1万5442か所に対する検査を687件実施しましたところ、法令違反につながる可能性のある不適合が3件ございました。

こちらは別表4の1ということで、ページ番号8を御覧いただければと思うのですが、当該不適合の内容は、帳簿の保存の不備が2件及び飼料等の保管、輸送に関する取扱いの不備が1件ございまして、帳簿の適正な整備、牛等への給与飼料と鶏、豚等への給与飼料の区分保管の徹底の改善の指導を行いまして、必要な是正措置が講じられております。

なお、当該不適合を端緒としました保管場所における牛用飼料への混入は確認されておりません。

3点目としまして、牛飼育農家に対する規制の徹底ということで、都道府県が牛飼養農家5万6146戸に対する検査を3,732件実施しましたところ、法令違反につながる可能性のある不適合は認められませんでした。

4点目ですけれども、製造段階における規制の徹底ということで、FAMIC及び都道府県が飼料等製造事業場3,662か所に対する検査を420件、うちFAMICが197件、都道府県が223件実施しましたところ、別表4の3、別表4の4にございますけれども、法令違反につながる可能性のある不適合が6件、うち、FAMICの検査で4件、都道府県の検査で2件ございました。不適合の内容は、新たに追加した原料収集先との契約の未締結が2件、それから、大臣確認を受けたチキンミールの製造工程に係る変更確認申請の不備が1件、そして、表示の不備が2件と帳簿の備付けの不備が1件ございまして、原料収集先との契約締結、大臣確認変更申請の徹底、そして、適切な表示と帳簿の適切な整備の徹底に係る改善指導を行いまして、必要な是正措置が既に講じられております。

なお、当該不適合を端緒として飼料安全法第3条第1項の規定に関する基準または規格に適合しない飼料が製造された事例はございませんでした。

私のほうからの御報告は以上となります。

○横山座長 御説明ありがとうございました。

ただいまの農林水産省からの説明について、御質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

私から1つ、先ほど佐藤専門委員からも質問がありましたけれども、英国で定型BSEが散发ですけれども、この間発生しましたよね。我が国と諸外国、もちろん飼料規制という大括りでは同じなのですけれども、何かシステム上大きく違うというような点があるかどうか、そういった情報はお持ちですか。

○永原課長補佐 今御質問いただいた件に関しまして、情報は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○横山座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

○小財評価専門官 食品安全委員会で英国から輸入される牛肉等の食品健康影響評価を行っておりまして、その際には基本的にEUと同じような規制ということで、動物由来たん白質等の反すう動物への給与は禁止ということになっているのですけれども、その後、EUではさらに規制がまた少し変わっているところはあるのですけれども、イギリスがEUから脱退しているので、最新の情報については今後さらに確認が必要かなとは思っております。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

その他、御質問はよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

よろしければ、続けてBSE対策に関する調査結果について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○川越課長補佐 ありがとうございます。厚生労働省食品監視安全課の川越と申します。

本日は、プリオン専門調査会で御審議いただきありがとうございます。誠に御礼申し上げます。

資料5-2を御覧ください。

前回の調査会以降、厚生労働省のほうで調査しているもの、令和5年4月1日時点、令和4年4月1日時点のBSE対策に関する調査結果について御報告させていただきます。

まず、こちらの調査結果ですけれども、毎年度、と畜食鳥検査等に関する実態調査という形で、厚生労働省から都道府県と政令市、中核市の関係自治体に対して依頼をして取りまとめて公表しているものでございます。

1 ページ目の1番から御説明させていただきます。令和5年4月1日時点のものでございます。まず、対象畜種別のと畜場数、全128施設でございます。牛のみの施設が74施設、牛・めん山羊47施設、めん山羊のみ7施設となっております。

2 番目は牛のスタンニングに方法別のと畜場数となっております。上2つ、121施設について調査をしている結果でございます。まずスタンガンのみ使用している施設が「117設」となっておりますが、失礼しました。117施設、「施」の字が抜けております。スタンガンとと畜ハンマーの併用が2施設、と畜ハンマーのみ使用している施設が2施設となっております。

3 番目です。月齢による分別管理についてということで、こちらも牛の施設で調査をし

ております。30か月齢以下、30か月超に区分して分別管理している施設が56施設、全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱うという形で対処している施設が65施設となっております。

(2)は①の56施設についてどのような分別管理の方法でやっているかというものを示しております。一番多いのは④の①～③で示しているような形で分別せずに、タグをつけて識別しているという施設が36施設ございます。あとは記載しているとおりでございます。

2ページに行ってくださいまして、30か月齢以下の牛の頭部の使用についてという形で調べております。30か月齢以下の牛の頭部の処理方法ということで、牛の頭部をまず食品として用いないという施設が一番多くて、78施設、全体の64%となっております。その他、①、②、③という形で分別して対応しているという施設が残り43施設ございます。

(2)と畜検査員の確認ということで、これは必ず検査員が確認するという事になっておりますので、121施設全て適切に実施されていることを確認しております。

5番目です。舌扁桃の除去について処理方法を調査しています。こちらが一番多いものが、最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去するという施設が73施設ございます。これは全体の60%でございます。続けて、最前位有郭乳頭から舌根部にかけて舌の表面を除去していくという形で、こちらが33施設、27%。こちらで87%、大体こういうような形で対応しております。

6番目の牛の特定部位の焼却についてというところも調査しております。こちらは44施設、専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却しているという施設がございましてこちらが36%。2番目に多いのが、産業廃棄物処理業者に委託して焼却しているという施設が36施設ございます。こちらが全体の30%というような形で、その他はほかのやり方で焼却されております。

続けて、3ページをお願いします。

文書の作成に関する事ということになっております。SSOP、標準作業手順書に定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している施設が127施設ございました。こちらはめん山羊の施設も入っておりますので、全てを調査しています。1施設のみ記録を保管していませんという回答をいただいておりますが、これは令和5年の4月1日に開設している新規の施設ということで、記録がもともとないということになっております。

実際に地方自治体のと畜検査員が指導している内容について1施設ございましたので、指導内容を御説明します。特定危険部位専用の廃棄容器には、一般廃棄物と区別がつけられるようにちゃんと目印をつけることという形で指導しております。山羊の話ですけれども、山羊の腸の特定危険部位を除去する際は、腸の内容物が飛散しないよう丁寧に取り扱うこと、または前後をちゃんと結紮してから除去するようという形で1施設指導しております。

こちらが令和5年4月1日時点の調査でございます。

続けて、4ページをお願いいたします。

同様の調査を令和4年4月1日時点でも行っております。

1番目、牛のみの施設が74施設、牛・めん山羊の施設が47施設、めん山羊のみの施設が7施設となっております。

2番目、通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数となっております。スタンガンのみ使用している施設が115施設、スタンガンとと畜ハンマーの併用が4施設、と畜ハンマーのみ使用しているのが2施設でございます。

3番目です。牛の施設、牛の月齢による分別管理についてということで、①、②ということで、30か月齢以下、30か月超に区分し、分別管理している施設が56施設、全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱う施設が66施設となっております。

こちら、1番を見ていただいて、牛のみの施設が74、牛・めん山羊が47と書いてあるところ、本当であれば121のところ、実は1施設重複しております。これは確認しております。実は休止している施設を誤ってここに1施設追加で書いてしまったという情報になっておりますので、122施設になっているのは1施設休止中の施設が入っているという形になっております。分かりづらくて申し訳ございません。

(2) 分別管理の方法です。先ほどと同様で④が一番多くて、①～③の方法で分別せずに、タグ等により識別している施設が34施設ございます。

次の5ページをお願いいたします。

30か月齢以下の牛の頭部の使用についてということで調査を行っております。こちらは一番多いのが、④牛の頭部を食品として用いないという施設が80施設ございます。全体の66%でございます。その他は①から③という形で分別しております。

こちら先ほどと同様、と畜検査員の確認を受けることになっておりますので、全ての施設が受けていると回答いただいております。

続けて、舌扁桃の除去についてという形になります。こちら本当であれば121施設から回答をいただかなくてはいけないのですが、実はこの年1施設が未回答で、120施設の調査結果になっております。一番多いのが最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表明を除去するという形で、86施設になっております。こちらの後に先ほどの調査をやっておりますので、もう一つ項目を増やして細かく調査をしておりますので、この年はこういう形で3つの項目で調査をした次第でございました。

6番目の牛の特定部位の焼却についてでございます。一番多いのが46施設、専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している施設、全体の38%でございます。次に多いのが36施設で、産業廃棄物処理業者に委託し焼却している施設でございます。こちらは全体の30%でございます。その他、適切に焼却しているという形になっております。

7番の文書の作成に関するということになっております。こちらは全部で128施設調査していますけれども、127施設が記録を保管している。1施設については記録を保管していないということで、令和4年度中に記録の保管を開始する予定ということで聞いております。

指導に関することをごさいます。この年度は1施設指導を行っております。指導内容について御説明します。30か月超の牛の頭部からほほ肉とともにこめかみ部分まで採取を確認したため、ダブルチェックを行っていたと畜検査員が指摘し、採取を中止しております。は全ての肉に対して行われていたため、これ以外の肉は適正に処理されており、舌及びほほ肉以外の頭部の肉についての流通実態はございません。事業者に対しては、再発防止策を講じ、処理担当者にきちんとした衛生教育を施すよう文書で指導しているところでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○横山座長 御説明ありがとうございます。

ただいまの厚生労働省からの説明について、御質問をお願いします。

よろしいでしょうか。

私から1点いいですか。4年から5年にかけて、舌扁桃の除去、具体的には最前位有郭乳頭からからという施設がなくなっているのではないですか。これは統一的な指導か何かがあったのですか。

○川越課長補佐 分かりにくい説明で申し訳ございません。先にお示ししているものが令和5年4月1日時点のもので、その後が令和4年4月1日時点のものでございます。横山先生に御指摘いただいたものが、5ページ目を見ていただくと、これが令和4年、それより前に調査しているところで、その他の方法の具体例にあった施設がありましたので、あえてその次の年は個別に1つ増やして調査している次第でございます。そこまで大きな問題はございません。

○横山座長 ありがとうございます。

先生方、よろしいですか。

どうもありがとうございます。国内におけるBSEリスク管理措置の実施は、このプリオン専門調査会での審議の大前提となる非常に重要なものですので、リスク管理機関におかれましては、引き続き確実な実施をお願いするとともに、今後も必要に応じて実施状況を報告いただければと思います。

BSEも発生から随分時間がたち、特に若い先生方にはぴんときない方も多いのかなと。それだけに、対策を確実に継続するというのは非常に大変なことだとは思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議事(2)の「その他」ですけれども、事務局から何かございますか。

○小財評価専門官 先ほどのイギリスの飼料規制の点なのですけれども、私の発言を1点修正させてください。平成30年2月評価時点なのですけれども、イギリスにおいては、動物由来たん白質の家畜への給与について、私、先ほど反すう動物への給与ということで伝えたのですけれども、全ての家畜への給与がEU規則に基づいて禁止されておりましたので、その点訂正させていただきます。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

英国での疫学等は調査されるのかな。

○小財評価専門官 WOHのBSEコードで90日以内に疫学調査報告書を提出することとなっておりますので、その期日までには提出されるかなと思っています。そして、情報が入り次第、皆様に共有させていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長 ぜひともよろしく願いいたします。

ほかは何かございますか。

○水野課長補佐 特にございませぬ。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の審議は終了といたします。どうもありがとうございました。